

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	子どもすこやか医療費助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、子どもすこやか医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都品川区長

## 公表日

平成27年10月20日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもすこやか医療費助成
②事務の概要	<p>中学校3年生修了まで(15歳に達する学年度の最初の3月31日まで)の児童を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>次の全ての事務で特定個人情報を取り扱う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①出生及び区内転入による医療証の交付</li><li>②区外転出及び死亡等による医療証の返還</li><li>③現金給付(特例)</li><li>④医療証の紛失等による再交付</li><li>⑤助成費の返還</li></ul>
③システムの名称	児童福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子どもすこやか医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(予定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]
	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区子ども家庭支援課
②所属長	子ども家庭支援課長 廣田 富美恵
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部子ども家庭支援課医療助成係 品川区広町2-1-36
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子ども家庭支援課医療助成係 品川区広町2-1-36

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 变更箇所